



## キャンプ瑞慶覧の一部土地（泡瀬ゴルフ場）の引渡し

(関連記事10ページ)



写真左から、武田沖縄防衛局長、吉村アワセゴルフ場地権者会会長、新垣北中城村長

### 目次

### CONTENT

普天間飛行場代替施設建設事業 公有水面埋立承認願書の提出について……………	2
恩納村多目的運動場が完成……………	3
伊江村立西小学校・西幼稚園が完成……………	3
久米島町多目的公園が完成……………	4
沖縄市越来保育所が完成……………	4
米軍再編に係る三沢飛行場及び嘉手納飛行場から グアム等への航空機の訓練移転……………	5
海軍病院の移設について……………	6

第21回米軍人・軍属等による事件・事故防止のための 協力ワーキング・チーム (CWT) について……………	7
新たなリパティ制度 (勤務時間外行動の指針) について…	7
沖縄県国民保護共同図上訓練への参加について……………	8
米軍航空機事故対応に関する日米合同実動訓練の実施…	9
キャンプ瑞慶覧の一部土地 (泡瀬ゴルフ場) の引渡しについて…	10
平成24年度定年退職者の紹介……………	11
防衛省職員採用のお知らせ……………	12

## 普天間飛行場代替施設建設事業 公有水面埋立承認願書の提出について

当局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認願書について、当該願書の提出準備が整ったことから、平成25年3月22日に沖縄県知事に提出いたしました。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、その固定化は絶対に避けなければなりません。

本事業に対し厳しい声があることは承知しておりますが、引き続き、政府の考え方を説明しながら、沖縄の皆様のご理解を得るための努力を誠心誠意行ってまいります。



承認願書の名称：普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認願書

出願人名称：沖縄防衛局

埋立地の規模：・埋立面積：約160ha（作業ヤード約5ha含む）

・埋立土量：約2,100万m<sup>3</sup>

埋立てに関する工事の施行に要する期間：5年

	項 目	根拠法令等
願 書	氏名又は名称及び住所	法2条2項1号
	埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域	” 2号
	埋立地の用途	” 3号
	設計の概要	” 4号
	埋立に関する工事の施行に要する期間	” 5号
添 付 図 書	埋立必要理由書	国交省通達
	埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域を表示した図面 一般平面図、実測平面図、求積平面図、海図	法2条3項1号 省令2条1号イ～ニ
	設計の概要を表示した図面 埋立地横断面図、埋立地縦断面図、工作物構造図、設計概要説明書	法2条3項2号 省令2条2号イ～ニ
	資金計画書	法2条3項3号
	国土交通省で定める図書	法2条3項5号
	直前3月以内に撮影した埋立区域等の写真	省令3条4号
	埋立に用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書	省令3条5号
	埋立に関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証明する書類	省令3条6号
	埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	省令3条7号
	環境保全に関し講じる措置を記した図書 ※環境影響評価書	省令3条8号
	法第4条第3項の権利を有する者に関する調書 ※地元漁協同意書	省令3条11号
	公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書	省令3条12号
	その他（潮位表、公図の写し、既設工作物構造図）	慣例

(ページ数) 約8,400ページ

## 恩納村多目的運動場が完成

恩納村において、このほど完成した「恩納村多目的運動場」の落成式が平成25年2月1日に挙行政され、志喜屋恩納村長、儀武北部市町村会会長（金武町長）、當眞宜野座村長をはじめ、多くの関係者の方々が出席し完成を祝いました。

本施設は、地域住民の皆様方の健康増進とスポーツの振興を図るとともに、災害時の緊急避難場所として「防衛施設周辺民生安定施設整備事業（総事業費962,409千円、補助額641,604千円）」により整備されたもので、ソフトボール、フットサル、ゲートボール等のさまざまな各種スポーツを楽しめる多目的広場（A=2,856㎡）を備えた立派な施設となっております。また、本施設の外構工事については、

「再編交付金事業（総事業費54,999千円、交付額47,654千円）」により整備しております。

本式典において、志喜屋村長から「本施設は、地域の競技スポーツ活動と生涯スポーツ活動を支援する機能のほか、大規模災害時の広域避難場所として施設の有効活用が期待され、雨天時や真夏の日差しを避けてスポーツが楽しめ、誰もが気軽に利用できる施設として注目されるとともに、スポーツの振興・普及と競技力の向上に大きく寄与するものと考えております。」とのお挨拶があり、また、「本事業の推進にご指導・ご鞭撻を賜りました防衛省をはじめ、県、そして多くの関係者の皆様に対し衷心より感謝の意を申し上げます。」とお礼の言葉を頂きました。

当局といたしましては、本施設が、常日頃は、村民の皆様方の健康増進及び競技力の向上に十分活用され、災害時には、緊急避難場所として地域住民の生命を守る拠点として貢献できることを願っています。



恩納村多目的運動場

周辺環境整備課 古波津 大二郎です。本施設は、うちな～の暑い日差し及び台風の中においても、各種スポーツが楽しめる施設となっています。老若男女問わず、多くの利用者で溢れかえることを期待しています。

## 伊江村立西小学校・西幼稚園が完成



伊江村立西小学校・西幼稚園

既設校舎の老朽化が著しいことから建設が進められていた伊江村立西小学校の校舎及び西幼稚園の園舎が完成し、落成式典及び祝賀会が平成25年2月19日に挙行政され、島袋伊江村副村長や西小学校・幼稚園の児童をはじめとして、保護者や学校関係者などが出席し、施設の完成を祝いました。

本施設の建設に当たり、当局は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項に基づき、伊江島補助飛行場を離発着する米軍航空機による音響を防止又は軽減するため、防衛施設周辺防音事業により、併行防音工事としての費用を補助させていただきました。

式典において、島袋副村長が大城勝正村長の祝辞を代読され、「防音事業を活用し、ご指導と助成をいただき感謝申し上げます。」とお礼の言葉や「西小学校の特色が活かせる施設として取り組んでいきます。」と述べられました。

当局といたしましては、防音工事を実施することにより、より快適な学習環境づくりが図られるようご支援させていただいたところであり、今後とも防衛施設周辺にお住まいの皆様方の生活環境の改善のための各種施策の実施に取り組んで参ります。

防音対策課 仲栄真 宏樹です。本施設の建設にあたり微力ながらお手伝いさせていただきました。本施設に防音工事を施すことにより、学習環境が改善され、児童がより一層勉強に励むものと思います。また、落成式当日、児童たちの喜ぶ姿を見て、職務に対する充実感を得ることができました。

## 久米島町多目的公園が完成



久米島町多目的公園

久米島町において、このほど完成した「久米島町多目的公園」の落成式典が3月23日に挙行政され、平良久米島町長をはじめ、多くの関係者の方々が出席し完成を祝いました。

本施設は、地域住民の皆様方の憩いの場や健康増進を図るとともに、災害時の緊急避難場所として「防衛施設周辺民生安定施設整備事業（総事業費771,135千円、補助額464,806千円）」により整備されたもので、パークゴルフ等各種レクリエーションが楽しめる多目的広場（約4万㎡）を備えた立派な施設となっております。

また、本施設に隣接しております公共駐車場（約7千㎡）についても「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（総事業費115,138千円、交付額64,764千円）」により整備しております。

本式典において、平良町長から「同施設は、町民の健康増進を図るとともに、地域活動の拠点、並びに町の観光資源として、施設の有効活用が期待され、老若男女問わず、誰もが気軽に利用できる施設として注目されるとともに、久米島町の振興及び発展に大きく寄与するものと考えております。」とのお挨拶があり、また、「本事業の推進にご指導・ご鞭撻を賜りました防衛省をはじめ多くの関係者の皆様に対し衷心より感謝の意を申し上げます。」とお礼の言葉を頂きました。

当局といたしましては、本施設が、町民の皆様方の憩いの場及び健康増進の向上に、また、災害時には、緊急避難場所として地域住民の生命を守る拠点として活用いただけることを願っています。

周辺環境整備課 飯森 健一です。本施設は、シーサイドという好立地を生かし、今の時期は、うりずんの心地よい風を感じながら、パークゴルフなど各種レクリエーションが楽しめる多目的公園となっております。また、担当者として、本施設が多くの利用者に愛され活用していただけることを期待してやみません。

## 沖縄市越来保育所が完成

既設園舎の老朽化が著しいことから建設が進められていた沖縄市越来保育所が平成25年3月31日に完成しました。

越来保育所は、沖縄市の待機児童を解消し、地域の子育て支援を充実させると共に、多様化する保育ニーズに対応するための保育情報等の発信拠点としての期待が寄せられています。

本施設の建設に当たり、当局は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項に基づき、嘉手納飛行場を離発着する米軍航空機による音響を防止又は軽減するため、防衛施設周辺防音事業により、併行防音工事としての費用を補助させていただきました。

当局といたしましては、防音工事を実施することにより、より快適な保育環境づくりが図られるようご支援させていただいたところであり、今後とも防衛施設周辺にお住まいの皆様方の生活環境の改善のための各種施策の実施に取り組んで参ります。



越来保育所

防音対策課 田浦 芳邦です。本施設の建設にあたり微力ながらお手伝いさせていただきました。本施設に防音工事を施すことにより、保育環境が改善され、子供達の個性がより育まれるものと思います。

## 米軍再編に係る三沢飛行場及び嘉手納飛行場からグアム等への航空機の訓練移転

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転は、平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づき、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減に資する措置であり、訓練は平成25年1月21日から同月30日までの10日間、嘉手納飛行場で実施予定であった三沢飛行場所属の航空機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。(訓練規模：三沢飛行場所属F-16×14機、人員約190名) また、同年1月30日から2月15日までの17日間、嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。(訓練規模：嘉手納飛行場所属F-15×12機、空中給油機×2機、早期警戒管制機×1機等、人員約260名)

### ○訓練移転期間中における騒音発生状況 (W E C P N L ※)

当局は、嘉手納飛行場周辺の14ヶ所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音測定を実施しており、下表は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端の訓練移転期間中における騒音の発生状況です。

	騒音測定場所	
	滑走路国道側	滑走路県道側
三沢飛行場所属航空機の訓練移転期間 <sup>注1</sup> 平成25年1月18日～2月1日	88.9W	93.3W
嘉手納飛行場所属航空機の訓練移転期間 <sup>注1</sup> 平成25年1月29日～2月17日	89.6W	91.9W
平成23年度	90.0W	91.9W
平成18年度(訓練移転開始前)	94.0W	94.2W

※ W E C P N L は、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位のこと。

注：1 訓練移転期間とは、訓練移転参加航空機が所属基地を出発した日から所属基地に帰還した日までの期間です。

2 当局としては、平成25年1月10日、米側に「嘉手納飛行場周辺において、航空機の訓練移転の実施による騒音軽減の効果が得られるようこれまで以上の配慮」を要請しました。今後も、米側に対し配慮要請を行うなど、飛行場周辺の騒音軽減が図られるよう努力します。

### ○目視調査<sup>注</sup>による訓練移転期間中における外来機と考えられる航空機の1日当たりの平均離着陸等回数

	戦闘機	戦闘機以外	合計
三沢飛行場所属航空機の訓練移転期間 平成25年1月18日～2月1日	23.4回	15.7回	39.1回
嘉手納飛行場所属航空機の訓練移転期間 平成25年1月29日～2月17日	19.1回	16.5回	35.6回
平成23年度	13.2回	16.0回	29.2回

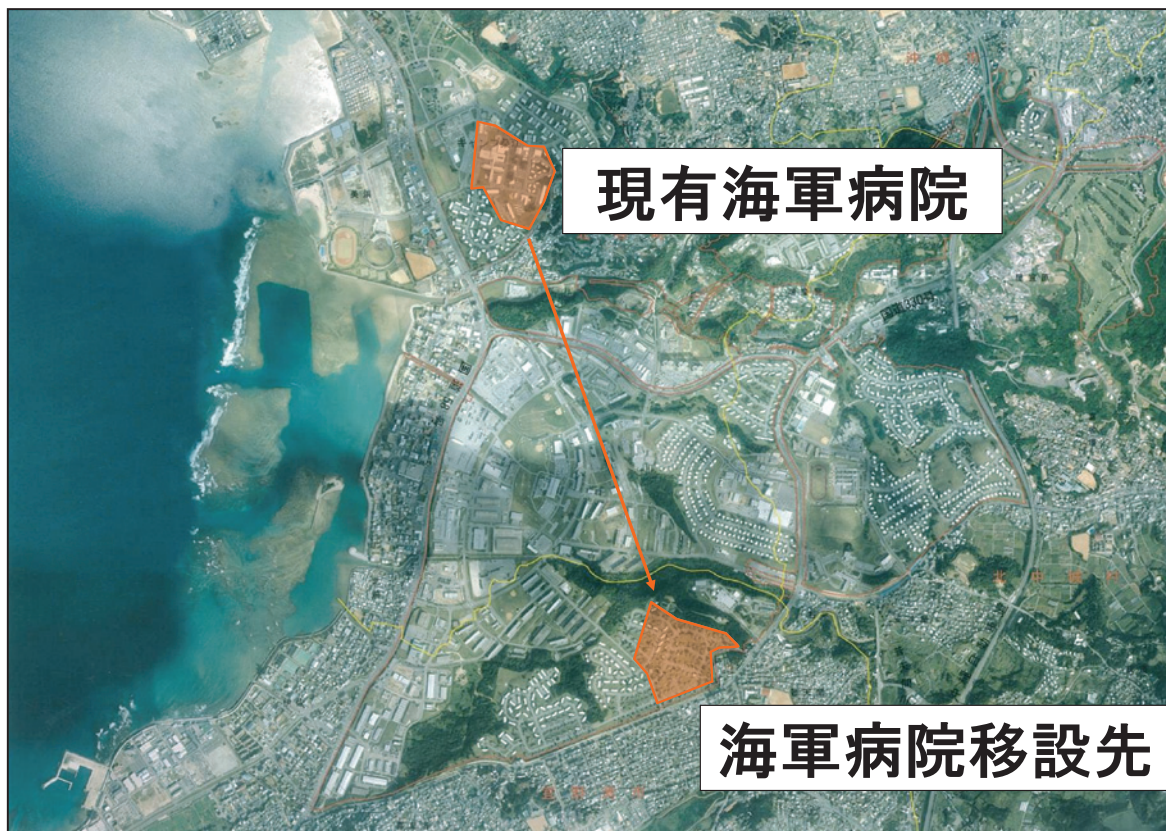
注：目視調査は、午前6時から午後6時まで実施しています。

当局としては、これまでの国内の訓練移転に加え、グアム等への訓練移転の回数を重ね、今後とも、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減に努めてまいりたいと考えています。

## 海軍病院の移設について

平成8年のSACO最終報告において、キャンプ桑江内の海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設されることが承認され、今般施設の整備が完了し、合衆国政府に提供することについて、平成25年1月24日に日米合同委員会の合意が得られました。

合衆国政府に提供した建物等については、病院本体（RC造地下1階地上5階建て、約39,000平方メートル）、独身下士官宿舎、事務所、倉庫などがあります。新たな病院は、診療科目として、内科、小児科、産婦人科等8科目を有しており、今年3月から病院業務が開始されました。



## 第21回「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」(CWT)について

平成25年3月1日、外務省沖縄事務所において、第21回「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」(CWT)会議が開催されました。

本会議は、米軍人・軍属等による事件・事故の防止を図ることを目的として開催されたものです。

本会議には、日本側からは、外務省沖縄事務所をはじめ、沖縄防衛局、内閣府沖縄総合事務局、内閣官房沖縄危機管理官、沖縄県警察本部、沖縄県、沖縄市、嘉手納町、北谷町、名護市、金武町及び宜野湾市、各市町の商工会及び社交飲食業組合、米側からは在日米軍沖縄地域調整事務所をはじめ、在沖米四軍(陸軍、空軍、海兵隊、海軍)及び米国総領事館の関係者、合計約50名が出席し、沖縄県警察本部から平成24年1月から12月までの米軍人・軍属等による刑法犯検挙状況や人身事故の発生状況について説明が行われ、米軍から2月13日に公表された在日米軍全体を対象とした新たなリバティ制度、新たな制度の下で在沖米軍独自に継続する追加的措置(24時間の基地外飲酒規制措置、ゲートにおける抜き打ち飲酒検査及び飲酒状態での外出禁止、飲食店の従業員等が規制措置に違反した米軍人を米側へ通報するホット・ライン等)及びリバティ制度に違反した場合の措置等について説明が行われた後、関係機関において、新たなリバティ制度における米軍のチェック体制のあり方などについて意見交換が行われました。

CWTのメンバーは、こうした米軍の取り組みに対して一定の評価をする一方、今後ともその実効性を注視しつつ、事件・事故の防止に向けて引き続き努力していくことを確認したところです。

## 新たなリバティ制度(勤務時間外行動の指針)について

在日米軍司令部は、従前のリバティ制度の検証等を踏まえ、平成25年2月13日に新たなリバティ制度に切り替える旨公表しました。新たなリバティ制度については、日本における全ての軍人が対象となります。その内容は以下のとおりとなります。

- 1 基地外での自由な活動が認められる前に、全ての軍人は、各軍ごとの軍務の本質的価値を強調した性的暴行防止・対応訓練及び日本についての学習訓練を過去12ヶ月の間に終えていなければならない。
  - 2 階級に関係なく全ての軍人について、毎日午前0時から午前5時までの間、基地外でのアルコール摂取が禁止される。
  - 3 E-5以下(例:海兵隊では3等軍曹相当)のランクの軍人には、毎日午前0時から午前5時までの間、外出禁止措置が適用される。該当者は、米軍基地内、基地外の個人住宅又は宿泊先にいなければならない。(ただし、公務についている者を除く。)
  - 4 E-5以下のランクの軍人は、毎日午後7時から午前5時までの間、基地外へ外出する際はリバティ・バディを同伴しなければならない。
- ※ リバティ・バディとは、米軍人の勤務時間外の基地外での単独行動を防ぐために、外出する際に同伴者をつけるというものです。

### 上記指針に加え、沖縄においては以下の措置が継続されます。

- 1 基地外でのアルコール購入と摂取を禁止する(基地外住宅は除く)。
- 2 飲酒後の基地及び基地外住宅からの外出を禁止する。血中アルコール濃度0.03%以上の兵士は基地外へ外出できない。
- 3 飲酒状態で基地外への外出がないように、基地ゲートにおいて抜き打ち飲酒検査を実施する。
- 4 基地外のバー、クラブ、レストランのオーナーや従業員が、店内で軍人がアルコールの購入及び摂取禁止措置を遵守していない際に米軍に通報してもらう「ホットライン・プログラム」を実施する。
- 5 軍人が頻繁に訪れる地域での生活指導巡回を実施する。

## 沖縄県国民保護共同図上訓練への参加について

平成25年度の沖縄県国民保護共同図上訓練が、平成25年1月22日、県庁講堂等において実施されました。

この訓練は平成16年に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第42条による県国民保護計画に基づくもので、今年度で3回目(平成20、21年度実施)の実施となります。

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。

本年度の訓練は、「沖縄セルラースタジアム那覇」において化学剤散布テロ事案が発生し、多数の死傷者が出たとの想定の下、県・国などの55機関の約150人が参加し人命救助や住民避難、情報伝達などの確認を行う図上訓練でした。

沖縄県の主要な対応としては、庁内に危機管理対策本部を設置し、総括情報班・連絡調整班・広報班・基地対策班・交通政策班などの各班が関係機関からの情報収集等に当たるとともに、消防・県警・自衛隊・海保に対して連絡要員派遣要請を行い、関係機関と連携し人命救助や住民の避難等に係る手順の確認等を行う訓練でした。

平成21年度の訓練では、当局はコントローラー・プレイヤーとしての参加ではありませんでしたが、今年度は、県との連絡調整を行うとしてコントローラー・プレイヤーとして2名の職員が訓練に参加し、コントローラーは、事案の状況について、沖縄県に確認するとともに当局の支援業務(米軍との調整等)について確認を行い、また、プレイヤーは、県からの要請に対応すべく対策本部内の情報共有会議へ出席するなど関係機関の活動状況等について情報収集するとともに、当局が行える支援業務の確認を行いました。

当局としては、関係機関と連携した県の訓練状況を間近に体験し、非常に有意義な体験をすることができました。

来年度の沖縄県国民保護共同図上訓練では実動訓練を計画しているため、当局は訓練実施までの県との事前準備において、どのような支援業務が行えるのかよく検討し、当日の訓練に備えることとしております。





## 米軍航空機事故対応に関する日米合同実動訓練の実施

平成25年2月26日、読谷村に所在するトリイ通信施設において、米軍航空機による墜落事故を想定した第8回日米合同実動訓練が行われました。

米軍提供施設外での米軍航空機事故対応については、平成16年8月に宜野湾市で発生した米軍ヘリ墜落事故を踏まえ、事故が発生した場合に早急に事態を把握し、関係機関が迅速かつ円滑に連携のとれた形で事故対応ができるよう必要な事項の協議及び図上訓練を実施するなどして、協力体制を構築することを目的に、平成16年11月、外務省沖縄担当大使の下、沖縄防衛局長、沖縄県警察本部長、第十一管区海上保安本部長及び内閣官房沖縄危機管理官を構成員とした「沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会」が発足し、同協議会の下に「米軍事故対応現地緊急対策チーム」が設置されました。

また、平成17年4月1日、米軍機が日本国内で米軍施設・区域外に墜落ないし着陸を余儀なくされた場合の日米当局の対応に関する方針と手続き（ガイドライン）が日米合同委員会で合意され、当該ガイドラインの迅速かつ的確な実施を目指し、日米合同実動訓練が実施されているところであり、現地緊急対策チームがこれに参加しております。沖縄防衛局は、当該チームのメンバーとして、在沖米軍へ事実関係の照会・確認、沖縄県及び関係市町村への情報提供及び必要な連絡調整、現場での周辺住民等への対応などの役割を担っております。

今回の訓練は、米軍航空機が提供施設区域外に墜落、墜落直前に米軍搭乗員のうち数名は海上に脱出し、陸上では米軍搭乗員と車両乗車中の日本人が負傷したとの想定の下に行われました。

陸上では、日本側の警察及び米軍側の憲兵隊による現場周辺の規制が行われるとともに日米双方の消防により炎上する航空機への消火活動や負傷者の救急措置がとられ、救急車両により病院への搬送が行われました。海上では、米軍及び第十一管区海上保安本部が負傷者をヘリにより吊り上げ救助し、米海軍病院へ搬送する訓練が行われました。

### 日本側参加者（約120名）

米軍事故対応現地緊急対策チーム

〔内閣官房沖縄危機管理官、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局、  
沖縄県警察本部、第十一管区海上保安本部の職員〕

沖縄県警察本部、沖縄警察署、沖縄市消防本部、第十一管区海上保安本部

### 米軍参加者（約80名）

在沖米空軍、陸軍、海兵隊、海軍



消防による消火活動



第十一管区海上保安本部のヘリによる吊り上げ救助

## キャンプ瑞慶覧の一部土地（泡瀬ゴルフ場）の引渡しについて

平成22年7月末に返還されたキャンプ瑞慶覧の一部土地（泡瀬ゴルフ場）については、跡地利用に支障とならないよう、平成22、23年度において、米軍が使用していた建物その他土地に定着する物件を撤去するとともに、汚染土壌の調査及びその処理を実施し、また、平成24年度においては、廃棄物等の調査及びその処理を実施してきたところであります。

その間、土地所有者への土地の引渡しを保留しておりましたが、すべての支障物の処理が完了し、平成25年3月29日、新垣北中城村長、伊佐北中城村軍用地等地主会長、吉村アワセゴルフ場権者会会長、武田沖縄防衛局長が参加の下、北中城村主催のアワセゴルフ場引渡式が行われ、同日をもって土地所有者に土地を引き渡したものであります。

これまで当該土地を国の防衛のために長年にわたり提供して頂いた土地所有者の皆様方に感謝申し上げますとともに、土地の引渡しを円滑に進めるためご尽力頂きました北中城村、北中城村軍用地等地主会、アワセゴルフ場権者会及びアワセ土地区画整理組合設立準備会に感謝申し上げます。

また、現在、土地所有者をはじめとした関係者により、土地区画整理事業の実施に向けた手続きが進められておりますが、当局としては、本事業が村の発展に大きく貢献することを期待するものであります。

### 【主な経緯】

- ・昭和63年4月：沖縄県知事訪米時に返還要請
- ・平成2年6月：日米合同委員会で、返還に向けて手続きを進めることが合意された23事案の一つ
- ・平成3年7月：北中城村長から返還要請
- ・平成7年12月：日米合同委員会において、平成7年度内に返還合意を行い、所要（ゴルフ場を嘉手納弾薬庫地区へ移設）の移設工事が完了した時点で返還することに合意
- ・平成8年3月：日米合同委員会において、返還合意
- ・平成22年2月：所要の移設工事が完了
- ・平成22年7月：返還
- ・平成22年4月～平成23年12月：物件撤去に係る調査・撤去
- ・平成22年6月～平成24年3月：土壌汚染に係る調査・処理
- ・平成24年7月～平成25年3月：廃棄物に係る調査・処理
- ・平成25年3月26日：泡瀬ゴルフ場土地引渡し説明会実施
- ・平成25年3月29日：土地所有者へ引渡し
- ・平成25年3月29日：アワセゴルフ場引渡式（北中城村主催）



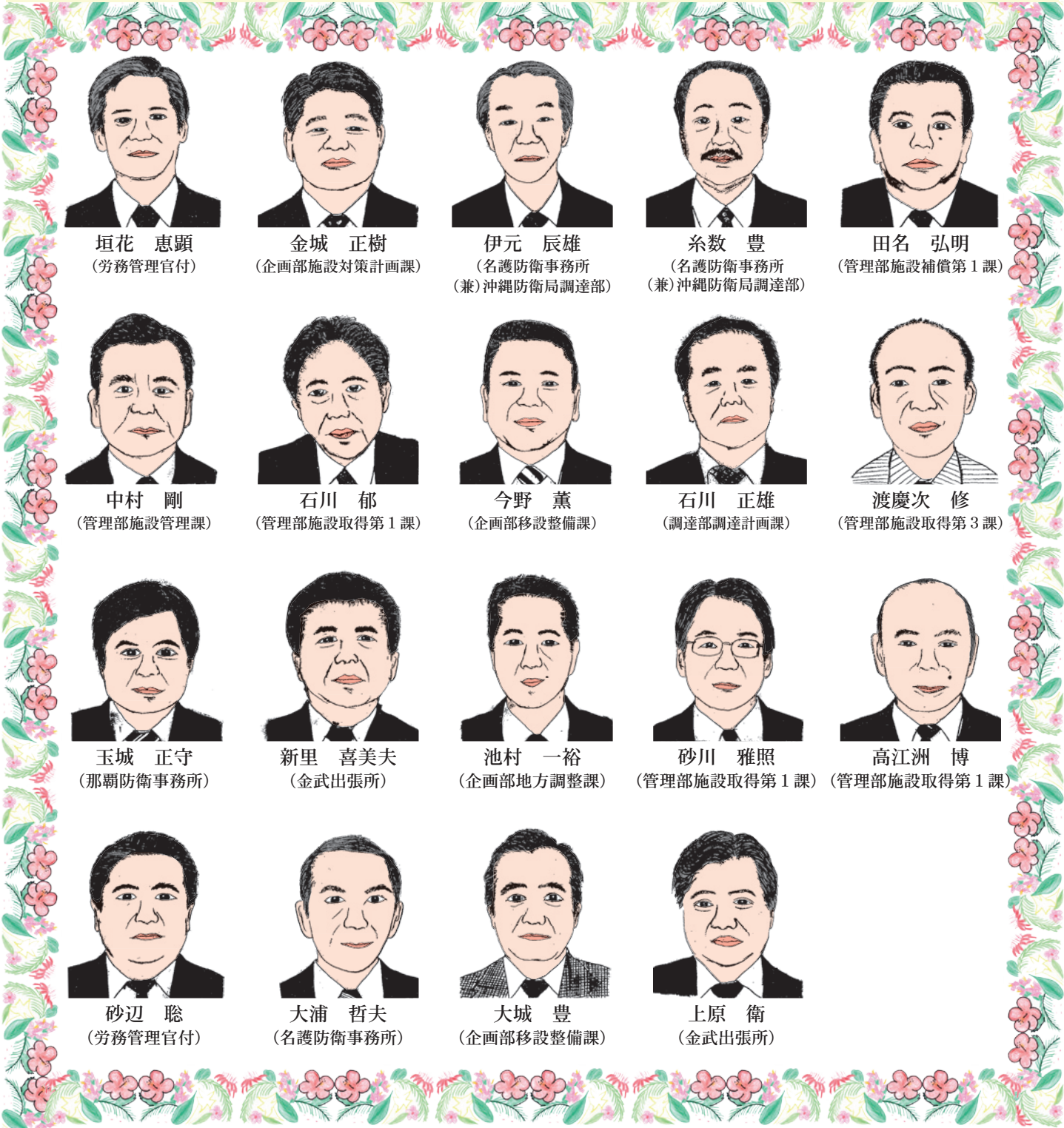
引渡し説明会の様子

# 永年の勤務お疲れ様でした。

## 3月31日付定年退職者



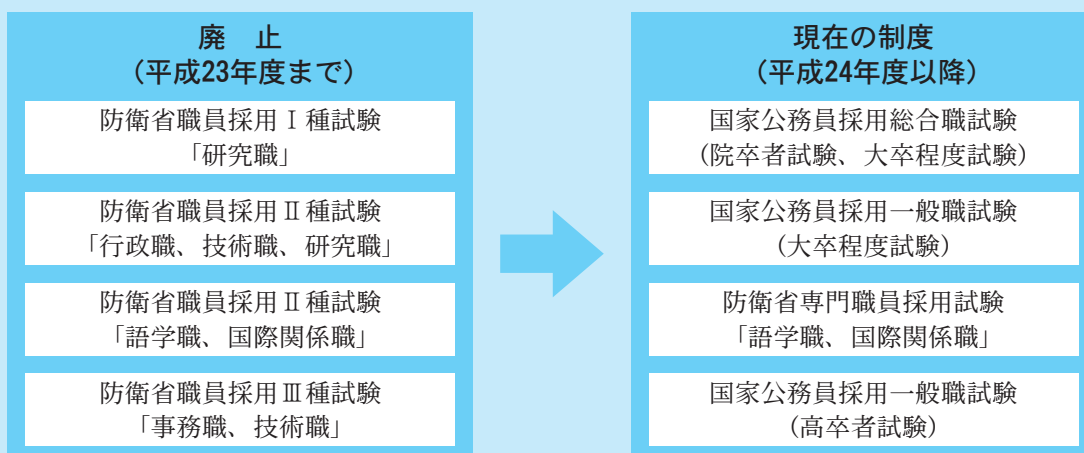
「定年退職に当たり」  
 元号が平成になって4半世紀となる節目の年に定年を迎えることができました。  
 どのような業務を行っているのかわからないまま、那覇防衛施設局（当時）に採用されたわけですが、振り返ってみると、この職場の業務の幅広いこと、また、一筋縄ではいかないことが多く、苦勞が多かった感がします。反面、仕事において関係する数多くの機関の皆様方と様々な交流ができたことで、人間として成長させていただいたとの思いも強く、現在の心境としては、防衛省に対する感謝の気持ちでいっぱいです。  
 沖縄防衛局は、今後とも我が国の防衛政策の完遂と地元の負担軽減を両立させるという業務に専心していくこととなりますが、現役の皆様には、諸先輩が培ってきた一致団結の精神を引き継ぎ、一步一步進めていただきたいと思います。  
 終わりに、これまで防衛行政に御理解、御協力をいただいた沖縄県内の皆様に対し、心から感謝の念を捧げるとともに、これからもより一層沖縄防衛局をよろしく願います。  
 （定年退職者代表 管理部 多良間 吉高）



## 防衛省職員採用のお知らせ

防衛省では、平成23年度まで国家公務員採用試験とは別に、防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験を行っていましたが、平成24年度から新試験制度が導入されたことに伴い、防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験を廃止し、人事院が行う国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験）の合格者から採用を行っています。

なお、防衛省職員採用Ⅱ種試験で行っていた試験区分「語学」及び「国際関係」については、引き続き、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っています。



### 平成25年度試験日程

※詳細については、防衛省ホームページ及び人事院ホームページをご参照ください。

試験名	申込期間	1次試験	1次合格者発表	2次試験	最終合格者発表
国家公務員採用総合職試験 (院卒者試験)	(インターネット) 4/1~4/8	4/28	5/10	5/26(筆記)	6/24
国家公務員採用総合職試験 (大卒程度試験)				6/5~6/14 (政策課題討議、人物)	
国家公務員採用一般職試験 (大卒程度試験)	(インターネット) 4/9~4/18	6/16	7/10	7/17~8/5	8/21
防衛省専門職員採用試験 「語学職、国際関係職」 【試験区分】 ・語学(英 悟) ・語学(ロシア語) ・国際関係(英 語) ・国際関係(ロシア語) ・国際関係(中国語)	(郵送、持参) 4/1~4/19	6/9	7/5	7/16~7/19	8/7
国家公務員採用一般職試験 (高卒者試験)	(インターネット) 6/24~7/3	9/8	10/10	10/17~10/25	11/19
	(郵送、持参) 6/24~6/28				

問い合わせ先 **沖縄防衛局 総務部 総務課 人事係**  
 〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9  
 098-921-8140 (直通)



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。  
 連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室  
 メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp